（検疫第二課の所掌事務）

第百五条の二　検疫第二課は、港及び飛行場（成田国際空港第一旅客ターミナルビルに限る。）における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫（検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を含む。）を行うこと（衛生課及び検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（検疫情報管理室）

第百八条の二　成田空港検疫所の検疫第一課に、検疫情報管理室を置く。

2　（略）

（輸入食品監督官）

第百八条の三　成田空港検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2　（略）

（感染症検査監督官）

第百八条の四　成田空港検疫所の検査課に、感染症検査監督官一人を置く。

2　（略）

（上席空港検疫管理官の職務）

第百八条の五　上席空港検疫管理官は、命を受けて、第百五条及び第百五条の二に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務を行う。

（関西空港検疫所に置く課等）

第百八条の七　関西空港検疫所に、次の五課及び上席空港検疫管理官四人を置く。

総務課
検疫課
衛生課
食品監視課
検査課

2　第百四条、第百五条、第百六条から第百八条まで及び第百八条の三から第百八条の五までの規定は、関西空港検疫所について準用する。この場合において、第百五条中「検疫第一課」とあるのは「検疫課」と、「検疫第二課、衛生課及び検査課」とあるのは「衛生課及び検査課」と、第百八条の五中「第百五条及び第百五条の二」とあるのは「第百八条の七第二項の規定により読み替えて適用される第百五条」と読み替えるものとする。

（検疫調整官）

第百二十条の二　大阪検疫所並びに小樽検疫所千歳空港検疫所支所、仙台検疫所仙台空港検疫所支所、東京検疫所千葉検疫所支所、東京検疫所羽田空港検疫所支所、東京検疫所川崎検疫所支所、名古屋検疫所清水検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、名古屋検疫所四日市検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所門司検疫所支所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所、福岡検疫所長崎検疫所支所、福岡検疫所鹿児島検疫所支所及び那覇検疫所那覇空港検疫所支所並びに小樽検疫所函館出張所、小樽検疫所釧路出張所、仙台検疫所青森空港出張所、新潟検疫所新潟空港出張所、新潟検疫所富山空港出張所、新潟検疫所金沢・七尾出張所、広島検疫所境出張所、広島検疫所岡山空港出張所、広島検疫所徳山下松・岩国出張所、広島検疫所坂出出張所、広島検疫所松山出張所、福岡検疫所厳原・比田勝出張所、福岡検疫所熊本空港出張所、福岡検疫所大分・佐賀関出張所、福岡検疫所宮崎空港出張所及び那覇検疫所石垣出張所に、検疫調整官一人を置く。

2　（略）

（新設）

（検疫情報管理室）

第百八条の二　成田空港検疫所の検疫課に、検疫情報管理室を置く。

2　（略）

（輸入食品監督官）

第百八条の三　成田空港検疫所及び関西空港検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2　（略）

（感染症検査監督官）

第百八条の四　成田空港検疫所及び関西空港検疫所の検査課に、感染症検査監督官一人を置く。

2　（略）

（上席空港検疫管理官の職務）

第百八条の五　上席空港検疫管理官は、命を受けて、第百五条に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務を行う。

（新設）

（検疫調整官）

第百二十条の二　大阪検疫所並びに小樽検疫所千歳空港検疫所支所、仙台検疫所仙台空港検疫所支所、東京検疫所千葉検疫所支所、東京検疫所羽田空港検疫所支所、東京検疫所川崎検疫所支所、名古屋検疫所清水検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、名古屋検疫所四日市検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所門司検疫所支所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所、福岡検疫所長崎検疫所支所、福岡検疫所鹿児島検疫所支所及び那覇検疫所那覇空港検疫所支所並びに小樽検疫所函館出張所、小樽検疫所釧路出張所、仙台検疫所青森空港出張所、新潟検疫所新潟空港出張所、新潟検疫所富山空港出張所、新潟検疫所金沢・七尾出張所、広島検疫所境出張所、広島検疫所岡山空港出張所、広島検疫所徳山下松・岩国出張所、広島検疫所坂出出張所、広島検疫所松山出張所、福岡検疫所厳原・比田勝出張所、福岡検疫所熊本空港出張所、福岡検疫所大分・佐賀関出張所、福岡検疫所宮崎空港出張所及び那覇検疫所石垣出張所に、検疫調整官一人を置く。

2　（略）